

いわゆる「脱法ドラッグ」のこれまでの対策と今回の事件を受けての取組

薬事法の改正

- 麻薬取締官(員)による指定薬物の取締り、指定薬物の疑い物品への迅速な対応(H25年10月1日施行)
- 指定薬物の所持・使用の禁止(H26年4月1日施行)
 - ・ 違反した場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金

指定薬物の包括的な指定、監視指導の強化

- 指定薬物の指定(包括的な指定など) 68物質(H24.4) → 1377物質(H26.7)
- いわゆる脱法ドラッグの情報提供・啓発、警察と連携した監視指導
- 『偽造医薬品・指定薬物対策推進会議』の設置
有識者、医薬品製造・販売、メディア、行政などの関係者が一体となって対策を推進



今回の事件を受けての取組

- 7月3日付けで各自治体と各厚生局麻薬取締部に対し、指導取締の一層の強化を要請
- 海外情報の積極的収集や国内販売実態の迅速な把握により、速やかに指定薬物に指定
- 指定薬物に該当しない物質を、容易に無承認医薬品として取り締まれるような手法の検討
- 啓発活動の一層の強化と、いわゆる「脱法ドラッグ」が危険性の高い薬物であることを国民に理解いただけるよう、新しい呼称を募集